

## 第5章 計画を推進するために

# 1 推進体制づくり

この計画を推進していくためには、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これら4者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。

## 1 計画推進の核となる組織体制の整備

市の関連部署による組織と、市民、事業者、関係機関、市が共につくる組織を核として、連携体制を整備し、計画を推進します。

### 【核となる組織】

#### （仮称）保健福祉推進委員会（市の関連部署による組織）

保健福祉関連計画の推進及び見直しに関することを検討する組織として、保健福祉に関連する幅広い部署で構成します。

関連部署間の緊密な連絡と施策・事業の調整を行い、計画を推進します。

#### （仮称）地域福祉普及推進会議（市民、事業者、関係機関、市が共につくる組織）

市民、NPO等市民活動団体、事業者、社会福祉協議会をはじめとする関係機関、専門家、市を構成メンバーとし、地域の多様な主体が共に計画を推進する組織として設置します。

そして、西東京市において地域福祉を推進するための人・組織・情報のネットワーク化を推進する組織として機能することをめざします。

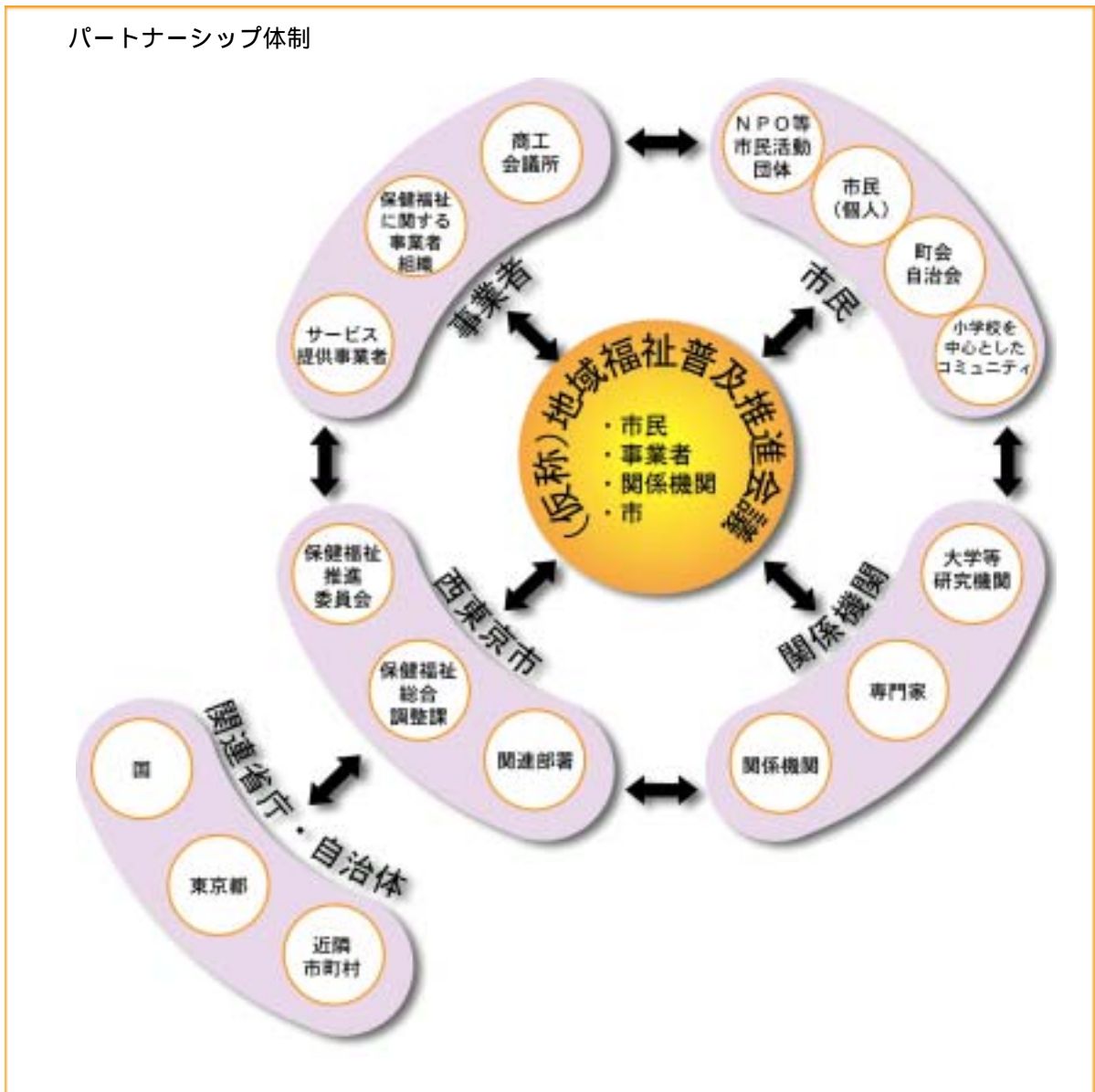
## 2 市民、事業者、関係機関、市のパートナーシップ体制の充実

保健福祉推進委員会と地域福祉普及推進会議を核として、市民、NPO等市民活動団体、事業者、関係機関、専門家及び近隣自治体などの関係機関が連携・協働するパートナーシップ体制をつくり、地域福祉を推進します。

そのため、市は地域福祉に関する活動の状況について、きめ細かい情報提供を行うなど、地域福祉の推進に向けて多様な主体が自ら活動できるよう支援します。

## 3 計画推進担当部署の役割

保健福祉関連計画の策定、見直しなどの事務局である保健福祉総合調整課については、計画内容を広く周知するとともに、上記の組織体制が円滑に機能するよう連絡、調整などの役割を果たすものとします。



## 2 進行管理のしくみづくり

保健福祉関連計画を実効性のあるものとして推進していくために、市は各年度ごとに、計画で示す施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、広く公表すると同時に、保健福祉推進委員会及び地域福祉普及推進会議に報告します。

これを受け、地域福祉普及推進会議では、市民、事業者、関係機関が市とともに施策・事業の進捗状況を評価し、また新たな課題や今後の取り組みの方針について市に意見を提示します。同時に、自主的な取り組みを実施します。

保健福祉推進委員会は、地域福祉普及推進会議等の意見を評価結果に反映し、関連部署間の緊密な連絡をとりながら施策・事業の評価、見直し、改善

を行います。さらに、これらの改善のプロセスで得た知恵や経験を、各主体が新たな計画策定の場において生かします。

これらの経過について、市は広く公表するものとします。

なお、これらの計画づくり、行動、把握・評価、改善のしくみについては、全庁的な行政評価のしくみと整合させて進めます。



## 3 財源の確保

---

西東京市地域福祉計画を推進するためには、継続的、安定的な財源の確保が必要ですが、社会経済状況の低迷から、市の財政は大変厳しいものとなっています。

このため、西東京市行財政改革大綱に基づき、地域福祉に関する施策・事業の推進においても、コスト意識・マネジメント意識を持って行政運営を進めます。

さらに、国や東京都の補助制度を積極的に活用し、先駆的な事業に取り組んでいきます。

## 4 国や都への要望

---

### 1 NPO等市民活動団体への積極的な支援

地域福祉を推進するためには、NPO、ボランティアなどの市民の参画が不可欠です。本市においては、「市民参加条例」を制定し、市民参加の促進を図るとともに、市民活動団体との協働を進めるための「指針」や「マニュアル」を作成しました。

国や東京都に対しても、市民主体の地域福祉を推進するため、NPO法の改正やNPO法人への税制優遇など、市民活動への積極的な支援をしていくよう要望します。

### 2 人材育成・確保のための労働条件等整備

福祉サービスは、対人によるサービスがほとんどを占めているため、サービスを提供する人材の質の確保が重要となります。

優れた人材を育成・確保するためには、その業務内容や責任に見合った雇用形態や賃金などの労働条件が整っていることが必要となりますが、実際には、必ずしも安心して働ける労働条件になっているとはいえない状況です。

このため、国や東京都に対して、福祉サービスを提供する人材の育成・確保に向けた経済的保障等、安心して働ける職場づくりを促進するよう要望します。

### 3 自治体の財政における権限の拡大

現行の税制度は、国が優先的な税源利用権を持ち、また、自治体が独自に

課税し自主財源を得るためにはさまざまな制約が設けられています。

しかしながら、地方分権を進めるためには、自治体が税財政の決定権限を持つことが必要となります。このため、これまで国が担ってきた税財政権にかかる中央集権的機能を、自治体の税財政権限に拡大するよう要望します。